

被災地企業等債務にかかる担保適格要件緩和の概要

1. 対象先

当座勘定取引先のうち、被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関

2. 対象となる担保種類

- (1) 被災地に事業所等を有する企業：社債、手形、証書貸付債権
- (2) 被災地の地方公共団体：証書貸付債権
- (3) 被災地の地方公共団体が全額出資する被災地所在の法人：証書貸付債権

3. 緩和内容

- (1) 被災地に事業所等を有する企業
 - ①被災地金融機関の直近の自己査定で正常先に区分されている企業の手形および証書貸付債権については、信用力に問題ないものとして取り扱う
 - ②外部格付を有する企業の社債および証書貸付債権は、格付要件を緩和する（A格相当以上→BBB格相当以上）
- (2) 被災地の地方公共団体
 - ・公募地方債を発行していない地方公共団体に対する証書貸付債権や、金利競争入札により貸付金利を決定していない証書貸付債権についても、適格担保となしうることとする
- (3) 被災地の地方公共団体が全額出資する被災地所在の法人
 - ・被災地金融機関の直近の自己査定で正常先に区分されている法人にかかる証書貸付債権は、適格担保となしうることとする

4. 担保の掛け目等

- ・信用力や市場性を勘案して、適切な掛け目を設定する
- ・正常先基準（3.（1）①および（3））により差入れる手形および証書貸付債権の担保価額の合計額は、各金融機関の担保総額の50%以内で別に定める範囲内とする

5. 適用期間

2012年10月末まで